

# みずき野地区防災計画

(地震災害対策編)

抜粋

スローガン

災害発生時は、  
できる人が、  
できることを、  
できるだけやる。

2024年10月

みずき野地区まちづくり協議会  
みずき野町内会・自主防災隊

## 1. 基本計画

広範囲の大震災が発生した場合、みずき野地区まちづくり協議会(以下、まち協)とみずき野町内会(以下、町内会)は一致協力して防災対策本部を速やかに設置し、みずき野1～8丁目の自主防災隊各指揮所及び郷州小学校と連携を保持し、みずき野町内住民の生命と財産を守る。

## 2. 行動指針

大震災が発生した場合の住民、まち協・町内会及び自主防災隊の行動指針は次の通り。

守谷市の震度が「震度5強以上」と発表された場合は何時でも、まち協と町内会は町内会みずき野集会所に「防災対策本部」を設置する。また、自主防災隊は各丁目防災倉庫前に「各丁目指揮所」を設置し、安否確認巡回の準備をする。

### (1) 設置場所

防災対策本部	みずき野集会所
1丁目自主防災隊指揮所	くりのき公園 臨時避難場所
2丁目自主防災隊指揮所	中央公園 臨時避難場所
3丁目自主防災隊指揮所	くわのみ公園 臨時避難場所
4丁目自主防災隊指揮所	さくらの杜公園 避難場所
5丁目自主防災隊指揮所	ざくろ公園 臨時避難場所
6丁目自主防災隊指揮所	さくらんぼ公園 臨時避難場所
7丁目自主防災隊指揮所	どんぐり公園 臨時避難場所
8丁目自主防災隊指揮所	あんず公園 臨時避難場所
臨時避難場所 避難場所	郷州小学校校庭、第二調整池 さくらの杜公園
臨時避難所 避難所	どんぐり集会所 郷州小学校

## (2) 自助(住民)の行動

まず、自分の命を守る。

在宅家族の命を守る。

近隣で支援が必要な住民の命も守る。

- ① 住民は、在宅中に大地震が発生したら、家具の倒れや落下物に注意し、目の前にある火を消し、自分の身を守る
- ② 二階にいる住民は、逃げ道である階段通路を確保する
- ③ 住民は、揺れが止まったら台所のコンロやストーブ等の火を消す
- ④ 住民は、在宅家族の安否及び自宅外回りを確認し、隣近所に声掛けや助け合いを行う
- ⑤ 住民は、テレビ・ラジオ・携帯等で守谷市の震度を確認
- ⑥ 住民は、在宅している家族が無事で、「守谷市の震度が5強(以上)」と発表された場合は門扉等に「無事プレート」を掲示  
(無事プレートが出ていない家は、救助が必要な状態とみなされて声掛けが行われる)
- ⑦ 住民は、自宅及び近隣火災が発生した場合や救出が必要な場合、消防署に連絡する
- ⑧ 住民は、近隣の救出・救護が必要な住民や高齢者、子供、障害者等の手助けを行う
- ⑨ 住民は、救急が必要な傷病者の搬送に、可能な場所まで自家用車、集会所の車いす、防災倉庫の担架・リヤカー等を利用する
- ⑩ 住民は、近隣で火災発生の場合、その消火に協力する
- ⑪ 住民は、保育園・幼稚園・小学校・中学校に子供を迎えに行く
- ⑫ 家屋倒壊や落下物の危険のない場所に避難を希望する住民は、近隣の公園や郷州小学校の校庭等の「臨時避難場所」に、ガスの元栓を閉め、電気ブレーカーを切り、非常持出品と貴重品を持って行く。
- ⑬ 近隣に火災発生情報がある場合、住民は、風向き等を考慮し、延焼に十分注意してより安全な臨時避難場所または市指定の避難場所(さくらの杜公園)に避難する。
- ⑭ 被災のため自宅で生活できない住民は、身の回りの荷物を持って避難所(郷州小学校)受付に申し出て、生活をする。その際、自宅の玄関扉に避難所生活している旨メモを残す
- ⑮ 自宅避難住民は、少なくとも3日間は自宅に備蓄している水と食料で生活する
- ⑯ 各指揮所を通じて応援要請があった場合、住民は、町内で発生した被災現場を支援する



### (3) 共助(まち協・町内会と自主防災隊)の行動

#### (ア) 防災対策本部(まち協・町内会)

- ① 町内会役員と当該年度のすべての班長及びまち協構成団体員は、守谷市の震度が震度5強以上の時、集会所に集合し、防災対策本部を立ち上げる。防災対策本部内の組織は、情報連絡部・消火部・救出救護部・避難誘導部・給食給水部の5部。
- ② 防災対策本部長(以下、対策本部長)は、集会所が被災して使用出来ないと判断した場合は、郷州小学校内に防災対策本部を設置する。
- ③ 情報連絡部長は、部員に各丁目指揮所にトランシーバー2台を届ける指示を出す
- ④ 情報連絡部員は、各指揮所からの報告を取り纏める
- ⑤ 対策本部長は、各指揮所に集まっている自主防災隊員数を見て、必要に応じて安否確認を実施する隊員数を丁目間で割り振る
- ⑥ 対策本部長は、町内会全体の取り纏め結果を関係機関および各指揮所に報告
- ⑦ 対策本部長は、震度5強以上の場合でも、地区内の被災状況が軽度と判断した時は、防災対策本部の解散を指示する
- ⑧ 対策本部長は、みずき野各丁目の民生委員8名のリーダー(野本さん)に連絡し、各丁目民生委員と各丁目指揮所間で要支援者の状況確認を依頼する
- ⑨ 対策本部長は、各指揮所から火災発生への報告があった場合、消火部に出動を指示
- ⑩ 火災拡大によりいくつかの臨時避難場所が危険となった場合、一時避難している住民を安全と判断される別の臨時避難場所または避難場所(さくらの杜公園)へ誘導するため、避難誘導部長は、避難経路とともに誘導を部員に指示
- ⑪ 各指揮所から防災対策本部に救出救護の応援要請があった場合、救出救護部員は出動し、周辺住民と協力して活動する
- ⑫ 対策本部長は、自主防災隊各指揮所に指示し、発災後72時間以内に再度安否確認巡回を実施させ、結果を取り纏める。
- ⑬ 避難誘導部員は、避難所(郷州小学校)と連携して避難している住民リストを作成
- ⑭ 消火部(平常時の防犯部)は、昼間・夜間の町内パトロール体制を構築し、実施する
- ⑮ 情報伝達部長は、部員の中から本部・避難所間の連絡員を決める
- ⑯ 防災対策本部では、各指揮所から報告のあった自宅避難住民を取り纏め、支援物資等の配分のため関係各所に連絡する
- ⑰ 給食給水部は、水・食料品等を防災対策本部作成の計画に基づき配分・配達する
- ⑱ 町内会は、守谷市及び郷州小学校と連絡を取り、郷州小学校避難所開設のための準備を担当する町内会役員等を予め複数人決めておく
- ⑲ 防災対策本部は、郷州小学校避難所の運営を守谷市及び地域住民と協力して行う避難所の運営方法等については、別途定める。

## (イ) 自主防災隊

自主防災隊の主たる活動の目的は、大地震発生時に速やかに安否確認巡回を実施することにより、支援が必要な住民(要支援者)を少しでも早く見つけ出すこと。

- ① 自主防災隊員は守谷市の震度が5強以上の時は、各丁目指揮所に集合
- ② 各丁目の隊員の内、少なくとも3名は各丁目の防災倉庫の鍵を保持しておく
- ③ 平常時に、安否確認巡回に使用する全てのバインダーに、周辺地域状況確認表3枚、消火栓位置のわかる地図、メモ用紙5枚を予めセットしておく
- ④ 各指揮所に集合した隊員は、指揮所を立上げ、倉庫内に保管してある安否確認一覧表とバインダー筆記用具等の安否確認巡回の準備する  
安否確認一覧表と周辺状況確認表は添付資料の通り
- ⑤ リーダーは、隊員に安否確認一覧表を割振り、巡回の開始を指示。開始時刻を確認
- ⑥ リーダーは、防災対策本部から届けられたトランシーバーを受取り、集合した隊員数と巡回開始時刻を防災対策本部に連絡する
  
- ⑦ 隊員は、原則2名で割り当てられたスパンの安否確認巡回を開始し、巡回終了後は安否確認の結果と火災発生場所及び救出救護が必要な場所と周辺状況調査結果を指揮所に報告。
- ⑧ 隊員は、巡回中に無事プレート無で声掛けした結果、救出作業が必要な場合、周辺に声掛けして住民を集め、消防署への通報と救出作業を依頼。1名は安否確認一覧表に救出者名を記入、もう1名は救出状況報告の為に指揮所に一旦戻る。
- ⑨ 隊員は、巡回中に火災発生を発見した場合、周辺住民に声掛けして、消防署への通報を確認し、避難又は消火作業を依頼。1名は火災発生状況を安否確認一覧表に記入し、もう1名は指揮所に状況報告のため一旦戻る。
- ⑩ 隊員は、周辺住民が消火あるいは救出作業を始めたら、残りの安否確認巡回を再開する
- ⑪ 指揮所に報告のため一旦戻る隊員は、正確な情報伝達の為にメモ用紙に「住所と要救出者氏名又は救出された者の氏名」、「火災発生住所と名字、火災状況」を記入持参する
- ⑫ リーダーは、隊員から消火・救出作業発生の場合、都度防災本部に報告する
- ⑬ 隊員は、安否確認巡回終了後、待機可能な隊員は指揮所に待機する
  
- ⑭ リーダーは、各隊員からの報告を取り纏め、防災対策本部に報告(チェック項目は、隊員数・巡回開始時刻・巡回終了時刻・無事プレート有・無事プレート無在宅・無事プレート無不在と周辺状況調査の結果)。安否確認集計結果表は添付資料の通り
- ⑮ 防災対策本部から2度目の安否確認巡回の指示があった場合、隊員は原則2名で「無事プレート無不在宅」に声掛け巡回を行うと共に周辺住民に普段の状況を確認する
- ⑯ リーダーは各丁目の民生委員と連絡を取り、個別に対応・状況を確認する



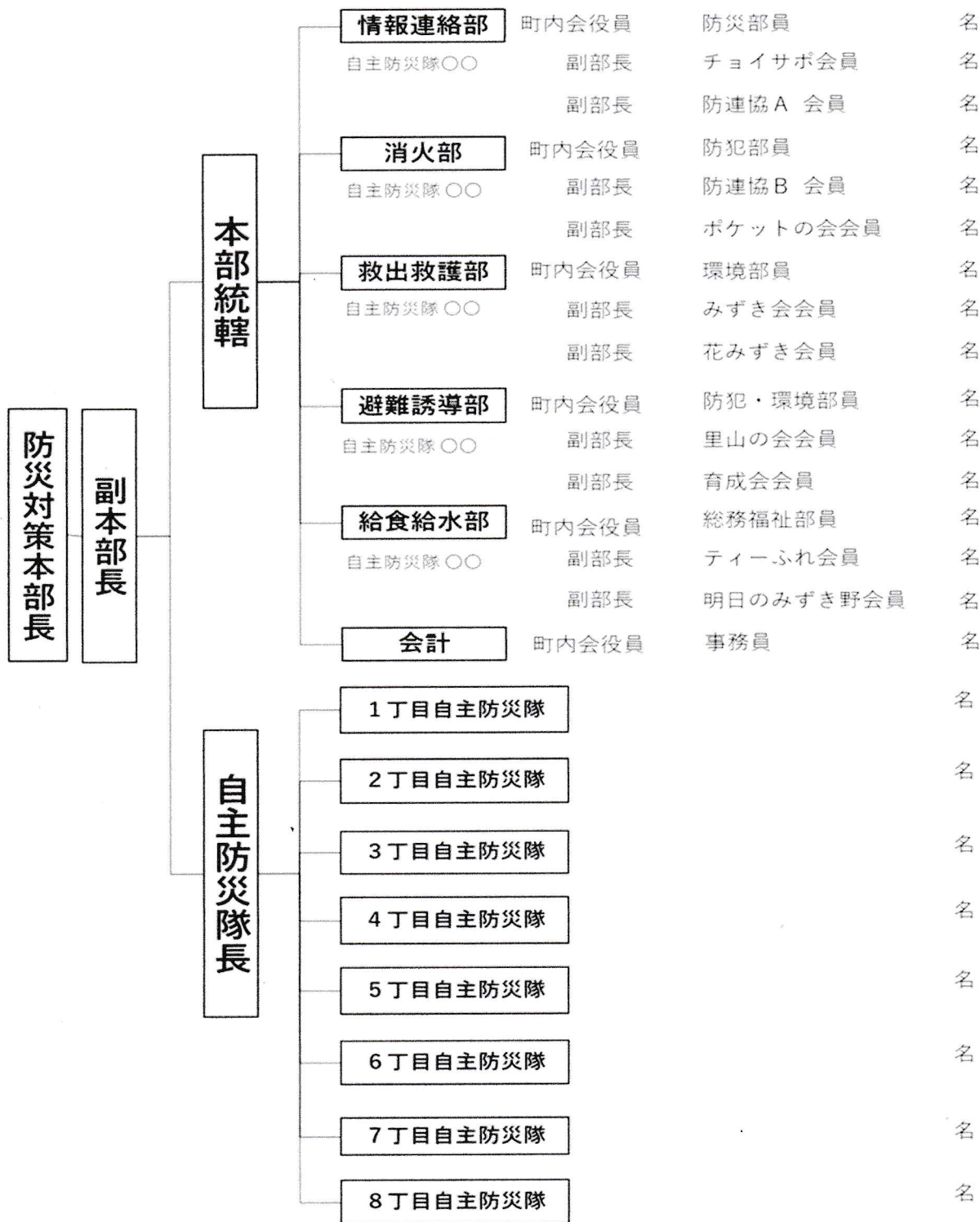
### 3. 本防災計画に定める個別計画

防災計画に定める個別計画の内容は、以下の通りとする。

#### (1) 防災組織の編成および任務分担計画

大震災発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行う為に、町内会とまち協は下記の通り防災組織を編成する。

「みずき野地区防災組織」は次の通りとする。(詳細は添付資料2を参照)



(2) 防災知識の普及計画

まち協と町内会は住民の防災意識高揚のため、防災知識の普及活動を行う。

(3) 防災訓練の実施

大地震災害の発生に備えて、まち協・町内会と各丁目自主防災隊は、安否確認のほかに情報の収集伝達、消火、救出救護、避難誘導および炊出し等の給食給水を迅速かつ的確に行うことが出来るようにするため防災訓練を実施する。

(4) 各丁目指揮所の防災用資機材の備蓄計画

町内会と自主防災隊は、自主防災活動における情報収集伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導および給食・給水等を行うためには、防災資機材を備えておくこととする。

(5) 防災情報の収集伝達計画・・・災害時「情報連絡部」の活動

防災対策本部と自主防災隊は、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を行う。

(6) 出火防止および初期消火計画・・・災害時「消火部」の活動

出火防止の徹底を図り、地域内に火災が発生した場合、消火部は近隣者の協力を得て初期に消火出来るよう努める。火災発生報知対策と防犯対策も行う。

(7) 救出救護計画・・・災害時「救出救護部」の活動

防災関係機関への出動要請を行い、到着を待てない状況の時には地域住民は二次災害の危険に十分注意して救出救護活動を協力して行う。救急車の到着がすぐに見込めない場合は、救出救護部と協力して以下の医療機関に傷病者を搬送する。

貝塚みずき野クリニック	外科・内科他	みずき野 7-16-3	0297-21-1221
みずき野歯科医院	歯科	みずき野 5-9-6	0297-45-1488
守谷眼科皮膚科医院	眼科・皮膚科	みずき野 5-7-1	0297-45-6686
みずきの薬局		みずき野 5-5-2	0297-45-2658
アルファーム薬局みずき野店		みずき野 7-16-4	0297-47-8366
クスリのアオキ守谷みずき野薬局		みずき野 6-3960-1	0297-21-6620

(緊急連絡先:070-6673-8274)

(8) 避難誘導計画・・・災害時「避難誘導部」の活動

市からの避難勧告等が出た時、または防災本部長が必要と認めた時、避難誘導部員は速やかに住民を避難誘導する。

(9) 給食給水計画・・・災害時「給食給水部」の活動

給食給水部は避難所及び自宅避難先への給水給食を行う。

## 添付資料

### 1. みずき野地区まちづくり協議会の構成17団体一覧および協議体制

2024年7月末現在

	在籍人数			災害時の対応
1. みずき野町内会 班長	117名	会長	山下勝博	対策本部
2. みずき会 会員	440名	会長	澤田康志	救出救護
3. 談話室花みずき	17名	代表	高梨恭子	救出救護
4. 学生プロジェクト	1名	代表	松本典幸	
5. 明日のみずき野を考える会	15名	代表	松村泰延	給食給水
6. 郷州里山の会	8名	代表者	小田部和夫	避難誘導
7. イベント運営委員	1名	代表	早稲田隆信	
8. みずき野チョイサポの会	26名	代表	川名敏子	情報連絡
9. 防犯連絡員協議会みずき野支部	60名	支部長	松本一廣	情報連絡・消火
10. 自主防災隊 隊員	185名	隊長	勝部敬一	
11. 子ども会育成会	64名	会長	黒澤倫子	避難誘導
12. ティーふれ	15名	代表	奥谷康子	給食給水
13. ポケットの会	25名	会長	原田節子	消火
14. 社会福祉協議会みずき野支部	17名	支部長	大村光弘	
15. 地区敬老行事实行委員会	2名	会長	山下勝博	
16. 郷州小学校 教職員	40名	校長	中原卓治	避難所
17. もりあぐ	6名	社長	伊東明彦	

代議員会・・・各組織・団体の代表者等を代議員とした会  
 役員会・・・代議員の中から選出された役員

会長 山下勝博  
 副会長 奥谷康子、泉正男(事務局)  
 監事 松本典幸、宮永保文